

議事要旨(1) 企業会計基準「事業分離等に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」について

初めに、秋葉統括研究員から、「事業分離等に関する会計基準(案)」に関しては、前々回の委員会での審議以降字句の修正を除き内容の変更がない旨が説明され、資料「審議資料(1)-1「事業分離等に関する会計基準」「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」の公表(案)」に記載された会計基準の概要に基づいて説明が行われた。これに対する委員等からの意見はなかった。

次に、布施専門研究員から、資料「審議資料(1)-3 企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」に基づき、前回からの主な修正点について説明がなされ、その後審議が行われた。

審議においては、委員等から次のような意見があり、当該意見に沿って文案を修正することです承された。

- ・ 「識別可能資産及び負債への取得原価の配分(第53項)」における合理的に算定された価額に関する見積方法の例示の記載場所については、適用指針本文ではなく結論の背景での記載とする案(事務局の用意した「別案」)を採るべきである。(同意見他1名)
- ・ 注記事項に関する記載の中には、「企業結合が当期首に完了したと仮定したときの当期の連結損益計算書への影響の概算額(第306項(11))」のようにプロフォーマ情報(仮定情報)となるものがある一方で、同一の「影響の概算額」という表現を用いながらプロフォーマ情報ではないものがいくつか見られる。これらについては明確に違いが分かるように記載をするべきである。(本意見に先立って、プロフォーマ情報に基づく概算額については非監査(監査対象外)の扱いとする方向で検討されている旨が金融庁(オブザーバー)に対して確認されている。)

審議の後、上記修正を前提として採決が行われ、具体的な字句等の修正に関しては委員長に一任の上、両案については出席委員12名全員の賛成により議決された。

以上